

石支総第 5 号
令和6年1月4日

日本赤十字社石川県支部
地区長・分区長 各位

日本赤十字社石川県支部
事務局長 表 正 人
(公 印 省 略)

「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について

標記義援金については、下記のとおり受付を行うこととなりましたので、よろしくお取り扱いください。

記

1 災害義援金受付期間

令和6年1月4日(木)から令和6年12月27日(金)まで

2 受付口座

一般の方から義援金の寄託の申し出があった場合、次の口座をご案内ください。

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00150-7-325411

口座加入者名 「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載すること。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

(2) 北國銀行

支店名 県庁支店

口座番号 普通預金 28580

口座名義 日本赤十字社石川県支部 支部長 馳 浩

※北國銀行本店・支店の窓口及びATMからの振込手数料は免除されます。

※全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口からの振込手数料は免除されます。

※受領証の発行を希望する場合は、その旨石川県支部あて下記内容を連絡すること。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

3 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

- 4 地区分区で受け付けた義援金について
地区分区において義援金を受け付けた場合は、次の要領により処理して下さい。
- (1) 受領証希望者には受領書を発行してください。その際には義援金名簿に記載願います。
- (2) 石川県支部への送金口座は次のとおりですが、できる限りまとめて送金して下さい。
北國銀行県庁支店 普通預金 28580
口座名義 日本赤十字社石川県支部 支部長 馳 浩
※社資の口座と異なり、今回の義援金専用口座です。
- 5 受付窓口の開設について
受付窓口の表示及び募金箱の設置についてご協力ください。
- 6 義援金を送金する際は、送金金額の内訳を記載した名簿を送付してください。
(募金箱は1件として記入願います。)
- 7 受け付けた災害義援金は、石川県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

(事務担当) 総務課 吉原

TEL 076-239-3880

FAX 076-239-3881